

# 埼玉県水準基標、精密水準測量成果の取扱要領

昭和 53 年 8 月 1 日決裁

## 第 1 趣 旨

この要領は、埼玉県が設置した埼玉県水準基標（以下「水準基標」という。）及び実施した精密水準測量の成果（以下「成果」という。）の使用について、必要な事項を定めるものとする。

## 第 2 水準基標の使用

- 1 水準基標を使用して測量を実施しようとする者は、あらかじめ別紙様式 1 により、埼玉県環境部水環境課長に届け出るものとする。
- 2 水準基標の設置してある土地に立ち入る場合は、事前に所有者等の承諾を受けるとともに、所有者等に迷惑をかけないように十分注意するものとする。
- 3 水準基標の取扱いには、十分注意するとともに、事故防止のために使用後は、必ず元どおりにふたをするものとする。

## 第 3 水準基標の亡失等

水準基標の亡失、ふたの亡失、付近の掘削等の異常に気付いた者は、速やかに埼玉県環境部水環境課長に連絡するとともに、別紙様式 2 により報告するものとする。

## 第 4 原状回復等

- 1 水準基標に損傷等を与えた場合は、原形の状態に回復するものとする。
- 2 測量等で水準基標付近の器物等に損害を与えた場合は、利用者と土地所有者の協議の上、速やかに原状に回復するとともに損害賠償をするものとする。

## 第 5 成果の使用

- 1 成果を使用する者は、あらかじめ別紙様式 1 により、埼玉県環境部水環境課長に届け出るものとする。
- 2 成果表の貸出しを受けようとする者は、必要事項を貸出簿に記入し、貸出しを受けるものとする。
- 3 成果の複製をしようとする者が、これらの成果をそのまま複製して、もっぱら営利の目的で販売するものであると認めるに足る十分な理由がある場合は、成果の貸出し又は使用を禁止するものとする。

## 第 6 その他

- 1 国家水準点を使用する場合は、測量法第 26 条により国土地理院の長の承認を得るものとする。
- 2 基本測量の測量成果を使用して、測量を実施しようとする者は、測量法第 30 条により国土地理院の長に承認を得なければならない。